

# 和歌山市プレミアム付商品券

## 取扱事業者(参加店舗)募集要項

### 1 本事業の目的

和歌山市では、市内参加店舗で使用できる「和歌山市プレミアム付商品券～わかやまペイ～」を発行し、市内での消費を喚起することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の事業者を支援することを目的とする。

### 2 プレミアム付商品券事業の概要

- (1) 事業名称 : 和歌山市プレミアム付商品券事業
- (2) 商品券発行者 : 和歌山市
- (3) 商品券販売者 : 和歌山市プレミアム付商品券事業事務局
- (4) 商品券名称 : わかやまペイ
- (5) 商品券発行総額 : 総額 27 億 8,500 万円
- (6) 商品券発行総口数 : スマホ型デジタル商品券 (45 万口)、チケット型非デジタル商品券 (19 万口)
- (7) 商品券の構成 : スマホ型デジタル商品券 1 口 4,500 円分 (中小店舗限定分 2,500 円・全店舗共通分 2,000 円を 3,000 円で販売  
チケット型非デジタル商品券 1 口 4,000 円分 (中小店舗限定分 2,000 円・全店舗共通分 2,000 円) を 3,000 円で販売
- (8) 販売対象者 : 【1次募集】和歌山市民限定 (※申し込み多数の場合は抽選)  
【2次募集】限定なし (ただし、購入申し込みが多数の場合、1次募集で未購入の市民を優先し、残りは抽選) ※1次募集終了後、販売予定数に達しない場合に実施
- (9) 購入限度口数 : デジタル商品券・非デジタル商品券のいずれかについて 1 人 2 口まで購入可能 (ただし、追加販売が行われる場合はこの限りではない。)
- (10) 利用期間 : 令和 4 年 10 月 31 日 (月) <予定> から令和 5 年 2 月 15 日 (水) まで
- (11) 購入方法 : スマホ型デジタル商品券はクレジットカードまたはコンビニエンスストア (ファミリーマート又はセブンイレブン) で決済後、アプリ「region PAY」に購入額分をチャージ。  
チケット型非デジタル商品券はファミリーマートで商品券を購入。
- (12) 取扱事業者 : 参加店舗の申し込みをすることができる事業者
- (13) 参加店舗 : 取扱事業者が事前公募により登録した和歌山市内の店舗または事業所 (小売、飲食、交通、各種サービス等)  
以下(ア)～(オ)に該当しない場合、中小店舗限定分の商品券が利用できる店舗としてご登録いただけます。  
(ア) スーパー (イ) コンビニエンスストア (ウ) フランチャイズチェーン店  
(エ) 市外に本社を有する店舗 (オ) 売場面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える大規模小売店舗

### 3 取扱事業者(参加店舗)の申込資格

和歌山市内に店舗または事業所があり消費者に直接、商品・サービスを提供できる事業者。ただし次の事業者以外とする。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、ク

ラブ、待合などの営業を行う者。

- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者

#### 4 本事業の商品券(わかやまペイ)について

本事業で発行する商品券は、「わかやまペイ」と称し、参加店舗でのみ利用可能な決済ポイントである。スマホ型デジタル商品券と、チケット型非デジタル商品券の2種類を発行する。それぞれの商品券には中小店舗限定で使用可能な決済ポイントと全参加店舗共通で使用可能な決済ポイントがチャージされている。

##### (1) スマホ型デジタル商品券

利用者のスマートフォンにアプリ「region PAY（リージョンペイ）」(<https://region-pay.com/>)をダウンロードし使用する。

参加店舗に掲示されているQRコードを、利用者がアプリで読み取り、決済する商品券。

##### (2) チケット型非デジタル商品券

利用者は紙のチケットを持って来店し、チケットに印字されているQRコードを、参加店舗側のスマートフォンやタブレットを使用して店員が読み取り、決済する商品券。

チケット型非デジタル商品券の決済に必要なスマートフォンやタブレットを用意できない事業者に対しては、1店舗につき1台、先着1,000店舗に限り事務局からレンタル用のスマートフォンを事業期間中に限り無料で貸与する。

#### 5 商品券の利用対象とならないもの

- ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ、加熱式たばこ及び電子たばこの購入。
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入。
- ・出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）。
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ。
- ・金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- ・その他、市が当該事業の趣旨にそぐわないと判断したもの。

#### 6 その他商品券についての留意事項

- ・取扱事業者（参加店舗）において、利用期間内に限り利用可能。
- ・現金との引換は行わない。
- ・盗難、紛失、滅失等に対して、市は責を負わない。
- ・取扱事業者（参加店舗）において、利用対象外となる商品については、予め消費者等が認識するよう明示する義務を負う。

## 7 取扱事業者(参加店舗)の責務

取扱事業者(参加店舗)は次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 商品券の利用において、利用対象外のもの(「5 商品券の利用対象とならないもの」参照)を扱った取引を行わないこと。
- (2) 商品券の利用を拒否しないこと。ただし、商品券の残額が不足している場合に、参加店舗が、不足額を現金などにより充当させないと判断した場合は、商品券の利用を拒否できるものとする。
- (3) 利用者が商品券で購入した商品等を返品する際は、現金・電子マネー等による返金を行わず、原則代替品等との交換とすること。ただし、取扱事業者(参加店舗)が代替品等との交換を行うことができないと判断した場合は、商品券の決済ポイントを当該利用者に払い戻すことができる。
- (4) 商品券の不正利用等の疑いがあるときは、事務局に報告すること。
- (5) 商品券の取り扱い方法については、レジ担当者をはじめ商品券を取り扱うすべての関係者に周知すること。
- (6) 決済を行う際は、その決済金額が決済画面に正しく入力されているかどうか確認すること。
- (7) 事務局が配付するステッカー、ポスター等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (8) やむを得ない事情がない限り商品券が利用できる期間中においては、継続して参加店舗として商品券を取り扱うことについて同意すること。
- (9) 参加店舗の登録事項の変更や登録を取り消す必要がある場合は、速やかに事務局まで届け出ること
- (10) 参加店舗関係者が商品券を購入した場合において、当該商品券を当該参加店舗での直接換金、商品仕入れ等への利用は行わないこと。
- (11) 本要項を遵守し、商品券を適正に取り扱うこと。
- (12) 申込み内容や、商品券の取引に疑義が生じた場合は、調査に協力をすること。
- (13) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。また、業種別ガイドラインが定められていない分野については、類似する業種別ガイドラインを選び準拠すること。
- (14) デジタル商品券及び非デジタル商品券の決済時においては、店舗がQRコードを掲示する方式(デジタル商品券に対応)及び利用者が自身のチケットに記載のQRコードを提示する方式(非デジタル商品券に対応)双方での決済手法に対応することを原則とするが、やむを得ない場合にはいずれか一方のみの対応も可能とする。

### ①(デジタル商品券に対応)

事務局から店舗ごとに付与する店舗用QRコードを店内に掲示し、利用者が読み取りを行う。



## ②(非デジタル商品券に対応)

### 店舗側のスマートフォンやタブレットで、利用者のチケットに記載のQRコードを読み取る

※店舗側において、通信可能でかつiOS又はAndroid OS及びカメラ機能が有効なもの（スマートフォンやタブレットなど）を準備すること。

※iPhone OS：Version15.4.1以上／Safari(最新)を推奨

Android OS：Version12以上／Google Chrome(最新)を推奨



スマートフォンやタブレットを用意できない事業者に対しては、1店舗につき1台、先着1,000店舗に限り事務局からレンタル用のスマートフォンを事業期間中に限り無料で貸与する。

## 8 利用済商品券の換金方法

取扱事業者（参加店舗）は換金するための申請は不要とし、事務局は月4回程度（※1）の換金振込を実施する。

なお、換金振込は参加店舗申込み時に登録した口座へ行うものとし、これに係る参加店舗の手数料は無料とする。

### ※1 換金スケジュール（予定）

|       | 第1回      | 第2回      | 第3回      | 第4回      | 第5回      | 第6回      | 第7回      |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 締切日   | 11/7（月）  | 11/14（月） | 11/17（木） | 11/28（月） | 12/5（月）  | 12/12（月） | 12/15（木） |
| 入金予定日 | 11/16（水） | 11/24（木） | 11/29（火） | 12/7（水）  | 12/14（水） | 12/22（木） | 12/27（火） |
|       | 第8回      | 第9回      | 第10回     | 第11回     | 第12回     | 第13回     | 第14回     |
| 締切日   | 1/9（月）   | 1/16（月）  | 1/23（月）  | 1/30（月）  | 2/6（月）   | 2/13（月）  | 2/16（木）  |
| 入金予定日 | 1/18（水）  | 1/26（木）  | 2/2（木）   | 2/8（水）   | 2/16（木）  | 2/22（水）  | 2/27（木）  |

※上記日程は予定の為、変更となる可能性がある。最終スケジュールについては後日配布する「参加店舗マニュアル」にて必ず確認すること。

## 9 申込方法

参加店舗の登録を希望する取扱事業者（参加店舗）は本事業の専用ポータルサイトより申込みものとする。（※参加店舗登録料は無料）

※申込期間：令和4年8月22日（月）から令和5年1月15日（日）まで

- 参加希望店舗は専用ポータルサイト参加店舗登録ページより和歌山市プレミアム付商品券参加店舗登録申請書兼誓約書へ同意のうえ、エントリーフォームへ必要事項を入力し申請（URL：<https://wakayama-premium.jp>）
- 申請内容を事務局にて審査後、メールにて承認通知

※専用ポータルサイトからの申請が困難な場合

参加店舗登録申請書に必要事項を漏れなく楷書で記載の上、和歌山市プレミアム付商品券事業事務局宛に FAX で

の申込も可能とする。(FAX 番号：073-403-2482)

参加店舗登録申請書は専用ポータルサイトからダウンロードし印刷するか、和歌山市役所・和歌山商工会議所に設置するものを使用すること。

※大型店・量販店・チェーン店・系列店などの市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ごとではなく、事業者単位でとりまとめて申し込みを行うこと。(原則、和歌山市内全ての店舗で利用可とすること。)

この場合、全ての利用可能店舗の名称(例：●●デンキ和歌山店)、所在地(郵便番号含む)、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、担当者氏名等を登録、申し込む必要がある。

## 10 スターターキットの送付

事務局にて審査の結果、承認した事業者にはスターターキットを送付。

- ①参加店舗用マニュアル、②管理画面マニュアル、③QR コード POP 台紙、④QR コードシール台紙、⑤ポスター、⑥ステッカー、⑦のぼり(ポールは各自でご用意ください)

令和4年10月中旬～下旬にスターターキットを事務局より送付の予定であるが、事業期間中に申込みの場合は、審査終了後から7～10営業日程度での配送を予定。

## 11 参加店舗の登録の取消し等

参加店舗において本要項に違反する行為及び「3 取扱事業者(参加店舗)の申込資格」に該当しないと認められた場合は、事務局は換金の拒否、参加店舗登録の取り消しを行うことがある。またその違反行為により、損害が生じた際は損害賠償請求を行う場合がある。

違反する行為の一例

- ①申請事項を偽って不正に登録する
- ②商品券の自己取引や架空取引を行う
- ③詐欺等の犯罪に結びつく行為を行う

## 12 紛争の解決

商品券の利用に際して、取扱事業者(参加店舗)と利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、和歌山市は一切責任を負わない。

## 13 その他

- (1) 本要項に記載のない事項、又は、定めのない事項に関しては、和歌山市がその対応を決定する。
- (2) 参加店舗の情報(店舗名称・所在地・電話番号・業種等)は、「商品券の使えるお店」として専用ポータルサイト及び参加店舗一覧リーフレットに掲載する。(※参加店舗一覧リーフレットへの掲載は、令和4年9月21日(水)までに事務局へ申請している事業者に限る。)
- (3) 国及び和歌山市の方針、指示等により、実施内容等を変更する可能性がある。
- (4) 参加申請の際に取得した店舗情報、個人情報等については、本事業の実施の範囲において利用するとともに、和歌山市で今後同様の事業を実施する場合、事業の周知等において利用する。
- (5) 商品券の盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、和歌山市及び事務局は一切責任を負わない。
- (6) 本事業において和歌山市及び事務局が必要と認める場合は調査をすることができる。
- (7) 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物の作成、提出等については事前に届出が必要となる。

## 【和歌山市プレミアム付商品券事業 参加店舗誓約事項】

- 1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 2) 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- 3) 商品券の再販、再流通を致しません。
- 4) 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- 5) 商品券の利用期間中は参加店舗として登録し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- 6) 商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- 7) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 8) 商品券の取扱に対して和歌山市からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 9) 店舗名・所在地・電話番号・FAX 番号・業種の公表（専用 HP・チラシ等に掲載）について同意します。
- 10) 参加申請の際に登録した店舗情報、個人情報等については、今後和歌山市で同様の事業を実施する場合の事業周知等に利用されることに同意します。
- 11) 登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としないキャバレー・クラブ、待合などを運営する者」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、「公序良俗に反する店舗等」、「反社会的勢力が経営に実質的に関与している店舗等」ではありません。
- 12) 和歌山市プレミアム付商品券の利用可能店舗となります。